

# 「前期幕府直轄時代」について(1)

寛政11年(1799)から文政4年(1821)までの23年間に、江戸幕府による前期の蝦夷地直轄(直接支配)の時期で、この間の藩主は14世章廣です。

当時の蝦夷地は、「松前地(和人地)・西蝦夷地(日本海側のアイヌ地)・東蝦夷地(太平洋側のアイヌ地)」の3地区に分かれていました。幕府は、寛政11年正月、「東蝦夷地」を上知(幕府が大名などから知行地を没収すること)する方針を固め、「蝦夷地取締御用掛」を置き、仮直轄とします。その3年後の

享和2年(1802)7月には、東蝦夷地を永久直轄とします。同年、幕府は蝦夷地之奉行(後に箱館奉行)を置き、その後幕府は、文政4年(1807)に「松前地」と「西蝦夷地」を上知し、蝦夷地全土が幕府の直轄地となりました。

幕府は、奉行所を箱館から松前に移して松前奉行と改称、松前氏が居住していた福山館は奉行所として使われなくなりました。この間、松前藩は奥州・梁川に移封となりましたが、様々な復讐運動を行い、文政4年に蝦夷地全域が復讐となります。

## 寛政10年の蝦夷地調査

幕府は、英国商船「プロビデンス」号の蝦夷地渡来に関する調査として、寛政8年から翌年3月にかけて、蝦夷地見分の役人を派遣しました。これは、松前藩の内政や蝦夷産物に関する調査、

がその目的とされ、同時に幕府による積極的な蝦夷地経営に着手する意図も明らかにするものでありました。寛政10年の異国船への対応を目的とした蝦夷地見分は、さらに大規模な調査となり、総勢180余名に達

しました。調査は、番所の設置場所、松前家中や在町の人別、在方での米穀と畑の収納高、蝦夷交易の収納高、買請米の使途、新田開発の適地調査などがありました。

このうち東蝦夷地調査の担当だった近藤重蔵らは、後から加わった最上徳内とともに国後・択捉両島を探検し、このとき択捉島に「大日本忠登呂府」の標柱を建てたとされています。これらの調査報告書に基づき、同年12月、幕府は書院番頭・松平信濃守忠明を「蝦夷地取締御用掛」に任命、翌年1月にはさらに4名を任命し、その「五有司」により、「開国」の趣旨をもつて蝦夷地の経営を担当することになりました。

## 東蝦夷地の仮上地

寛政11年1月、幕府は、異国境取締のため、東蝦夷地の内、浦河から知床迄とその付属諸島を7年間に限って上地し、試験的に経営することになりました。

しかし、浦河地方へ行くには、松前藩領である箱館地方やそれに接する蝦夷地を通行しなければならず、その不便さや藩側の煩勞も多いので、同6月、松前藩は知内から浦河までの土地も幕府に返上を願い出て、8月に認められました。

また、松前藩には、全ての代地として、武州・埼玉郡久喜に五千石の地を賜い、さらに幕府は、東蝦夷地収納金の一部を松前藩に支給することにしました。

## 東蝦夷地の永久上地

幕府は享和2年(1802)7月、東蝦夷地仮上知を改めて永上知とし、その代地を松前藩に支給すること、西蝦夷地については、従来通り松前藩の所領とすることを、松前藩に申し渡しました。

また、東蝦夷地永上知の代価として、今後毎年3千5百両を賜うこととなり、武州五千石の所領と、東蝦夷地収納金の一部支給が廃止されました。

## 幕府の蝦夷地経営の方針

寛政11年2月、幕府は蝦夷地経営の基本方針について、「蝦夷地取締御用掛」松平忠明以下五有司の相議による経営方針の「案」とすることにし、老中ら査問を経てこれを採用し、2月21日、「蝦夷地御取締並開国之儀相含取計方申上候書付」が、幕府若年寄・立花出雲守に進達されました。この蝦夷地支配にあたっての申渡書には、利益を謀らざらずアイヌ撫育を主とするとして、

- ①耕作を奨励すること
  - ②信頼を回復すること
  - ③賃米を正しく与えること
  - ④和語を用いさせること
  - ⑤日本風の風俗に替えさせること
  - ⑥人倫を諭し文字を教えること
  - ⑦妾の習慣を改めさせること
  - ⑧病者を手当すること
- の8項を挙げ、これを「開国」(国土開発の意)の趣意の基とするとしていました。